⑵　設備等維持業務を確実に実施するために整備している規程について、その名称と概要を記載すること。

⑶　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者の氏名、略歴等を記載すること。設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していることを証する書類を添付すること。

⑷　設備等維持業務を他人に委託する場合には、放送法施行規則第123条の７に規定する措置の内容を記載すること。

⑸　［略］

⑹　記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の衛星基幹放送局等のものと同一である場合において、当該他の衛星基幹放送局等についてその全部を記載したとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該衛星基幹放送局等のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

38　38の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い（別紙）の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙⑺に記載のとおり、別紙⑴～⑹、⑻～⑽については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
1　免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２） ⑵　（注１）（注２） ⑶　（注１）（注２） ⑷　（注１）（注２） ⑸　（注１）（注３） ⑹　（注１）（注４） ⑺　（注１）（注２） ⑻　（注１）（注２） ⑼　（注１）（注２）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注３）　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 （注４）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
2　変更の申請又は届出を行う場合	⑴　（注１）（注２） ⑵　（注１）（注２） ⑶　（注１）（注２） ⑷　（注１）（注２） ⑸　（注３）	（注１）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注２）　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。

［新設］

⑵　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

［新設］

⑶　［同左］

［新設］

38　［同左］

区　別	提出する別紙	備　　考
1　［同左］	［同左］	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注３）　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 （注４）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
2　［同左］	［同左］	［同左］